

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0584	予備自衛官等制度の認知度向上施策	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年10月14日(水)（10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年9月28日（月）12：00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及

び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 9月 30日（水） 17:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 10月 9日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書		
件 名	予備自衛官等制度の認知度向上施策	作成年月日 令和８年９月２日
		人事教育局人材育成課

目次

- 1 総則
 - 1.1 適用範囲
 - 1.2 引用文書
- 2 役務の実施に関する要求
 - 2.1 契約期間
 - 2.2 本施策の実施体制等
 - 2.2.1 体制の確保等
 - 2.2.2 第三者に係る取扱い
 - 2.3 本施策の背景と目的
 - 2.4 本施策の内容
 - 2.4.1 予備自衛官等の訓練等の撮影
 - 2.4.2 広報動画制作
 - 2.4.3 広告バナー制作
 - 2.4.4 広告運用
 - 2.4.5 予備自衛官等制度の説明動画編集
 - 2.4.6 予備自衛官等制度ホームページの維持管理等
 - 2.4.7 予備自衛官等制度の普及リーフレットの作成
- 3 実施要領
 - 3.1 体制表の作成
 - 3.2 実施計画書の作成
 - 3.3 官側への定期報告等
 - 3.4 成果報告書の作成
 - 3.5 報告会の実施
 - 3.6 定期報告や報告会における資料の作成
 - 3.7 調査の実施
- 4 提出書類等
 - 4.1 提出書類
 - 4.2 提出場所
- 5 著作権等
- 6 その他

- 6.1 提案内容に関する準拠性
- 6.2 検査
- 6.3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守
- 6.4 個人情報の保護
- 6.5 疑義事項
- 6.6 仕様書に定めのない事項
- 6.7 資料の貸与

著作権その他の権利

- 属紙1 提出書類等に関する著作権譲渡証明書
- 属紙2 提出書類等に関する著作者人格権不行使証書
- 属紙3 提出書類等に関する留保著作権等内訳書

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、予備自衛官等制度の認知度向上施策（以下「本施策」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 「著作権法」（昭和四十五年法律第四十八号）
- b) 「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）
- c) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成十二年法律第百号）
- d) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和八年二月三日変更閣議決定）

2 役務の実施に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

2.2 本施策の実施体制等

2.2.1 体制の確保等

契約相手方は、本施策の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) a)の業務従事者が他に携わる業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる態勢を確保すること。
- e) 契約相手方は、プライバシーマーク、JAPICOMARK、ISMS認証、JAPHICマーク等個人情報について適切な保護措置を講ずる体制

を整備していることの認証等を取得しており、かつ、履行期間中に有効期限が切れていないこと。

f) 契約相手方は、営利企業等の広報事業に従事した経験を有していること。

2.2.2 第三者に係る取扱い

a) 契約相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約相手方と同様の保全の約定をさせること。

b) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏洩又は他に転用しないこと。

2.3 本施策の背景と目的

近年、予備自衛官及び即応予備自衛官の低充足が続いており、予備自衛官等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補をいう。以下同じ。）の安定的な確保及び充足の向上が課題となっている。

このため、本施策では、予備自衛官等制度に対する国民の理解及び関心を深め、その社会的認知度の向上を図るとともに、募集関心層に対する効果的な情報発信を通じて予備自衛官補への志願促進に資することを目的とする。

また、退職自衛官及び事業者に対する制度理解の促進を図ることにより、予備自衛官及び即応予備自衛官への志願促進及び制度への協力確保に資することを目的とする。

2.4 本施策の内容

契約相手方は、前項の目的を達成するため、予備自衛官等制度に関する各種広報コンテンツの制作、広告配信、ホームページの維持管理その他官側が指定する広報施策を実施するものとする。

これらの施策は、予備自衛官等制度の重要性、社会的意義及び活動実態について国民の理解を促進するとともに、募集関心層及び退職予定自衛官による志願の促進に資する内容としなければならない。

2.4.1 予備自衛官等の訓練等の撮影

防衛省・自衛隊の広報コンテンツ制作を目的として、予備自衛官等が招集訓練等に参加する様子及び平素の勤務先において活動する様子を、動画及び写真により撮影する。また、当該撮影に際しては、以下の点に留意することとする。

- ・ 企業関係者への取材及びコメント収録に当たっては、予備自衛官等が訓練などに参加する際の工夫や予備自衛官等を雇用するメリットなどを含め、予備自衛官等制度に対する理解及び協力の意義が視聴者に伝わる内容とする。
- ・ 予備自衛官及び即応予備自衛官の撮影に当たっては、多様な知識・技能・経験を有する人材が、社会において活躍しつつ予備自衛官等として活動している実態が確認できる内容とする。
- ・ 予備自衛官補の撮影に当たっては、教育訓練を通じた育成過程及び制度の魅力が理解できる内容とする。

なお、撮影は次の表を基準とし、細部は官側と協議の上、個別実施計画書を作成するものとし、撮影に際しては関係者の同意を得るとともに、業務内容、個人情報及び機密情報等に十分配慮するものとする。

撮影対象	撮影場所	実施時期	撮影内容
予備自衛官 (陸上自衛隊)	朝霞駐屯地 (東京都)	令和8年10月～令和9年2月の間で1日程度	訓練の撮影
即応予備自衛官 (陸上自衛隊)	相馬原駐屯地 (群馬県)	令和8年10月～令和9年2月の間で1日程度	訓練の撮影
予備自衛官補 (陸上自衛隊)	武山駐屯地 (神奈川県)	令和8年10月～令和9年2月の間で1日程度	訓練の撮影
予備自衛官 (海上自衛隊)	呉地区 (広島県)	令和8年10月～令和9年2月の間で1日程度	訓練の撮影
予備自衛官補 (海上自衛隊)	函館地区 (北海道)	令和8年10月～令和9年2月の間で1日程度	訓練の撮影
予備自衛官 (航空自衛隊)	春日基地 (福岡県)	令和8年10月～令和9年2月の間で1日程度	訓練の撮影
予備自衛官	都内	令和8年10月～令和9年2月の間で2日程度	勤務先における活動の様子及び雇用企業の関係者コメントの撮影(2～3社)
即応予備自衛官	都内	令和8年10月～令和9年2月の間で2日程度	勤務先における活動の様子及び雇用企業の関係者コメントの撮影(2～3社)

予備自衛官補	都内	令和8年10月～令和9年2月の間で2日程度	勤務先における活動の様子及び雇用企業の関係者コメントの撮影（2～3社）
--------	----	-----------------------	-------------------------------------

※ いずれの撮影も予備日を1日確保すること。

※ 撮影対象、撮影場所及び撮影回数は、官側の要望に基づき、役務の範囲内において、変更があり得る。

2.4.2 広報動画制作

a) 企画書の提出

契約相手方は、本施策の目的を達成するため、対象者ごとの訴求内容、広報方針、コンテンツ構成及び配信手法を整理した企画書を作成し、官側の上承を得なければならない。なお、制作する動画は、視聴者の認知段階に応じ、次に掲げる各段階を意識した構成としなければならない。

- ① 制度の存在を認識させる段階
- ② 制度内容に対する理解を深める段階
- ③ 資料請求、応募又は志願等の行動につなげる段階

b) 動画の時間及び本数

契約相手方は、2.3 に示す施策の背景及び目的に合致するよう、次に記載する系統・時間・本数を基準とした動画について官側の上承を得た上で制作を行うものとする。また、配信媒体の特性に応じた適切なサイズ・仕様により動画を制作するものとする。

- ・ 予備自衛官補（陸上自衛隊）の広告動画（6秒×2本、30秒×1本程度）
- ・ 予備自衛官等本人へのインタビュー動画（陸上自衛隊3本、海上自衛隊2本、航空自衛隊1本程度。対象者は予備自衛官補出身者及び元自衛官出身者から官側が選定した者とする。）
- ・ 雇用企業へのインタビュー動画（3本程度）

c) 動画編集

契約相手方は、a)で上承された企画書に基づき、2.4.1で撮影した素材、官側が提供する素材並びに契約相手方による保有、購入又は権利フリーの画像、SE、BGM及び動画素材等を用いて編集を行うものとする。

d) 広報動画制作に必要な素材

官側が保有する画像又は動画を使用する場合、契約相手方は素材選定に必要な情報を官側に申し入れるものとし、官側は適当と認める範囲でこ

れを提供する。

e) ナレーション、テロップ、SE、BGM、CG、フォント

制作する広報動画には、必要に応じてナレーション、テロップ、SE、BGM及びCGを用いるものとし、ナレーション原稿及びテロップ内容については事前に官側と調整すること。また、BGM等の使用に係る権利処理は契約相手方の責任において行うものとする。フォントについてはデザインフォントを使用することとし、官側による二次利用に支障のないものを使用する。

f) 校正、納品

完成までに官側による内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けるものとし、完成した動画は1920×1080ピクセル（MP4形式）のデータとして、官側が受領可能なアップローダーを用いて納品するものとする。

2.4.3 広告バナー制作

a) 広告バナーのデザイン案の提出

契約相手方は、2.3の目的に合致するよう、構成、色調、文面等を官側と調整し、デザイン案を官側に提出した上で、広告バナーのデザインの方角性について官側の了承を得ること。

b) 制作数

契約相手方は、予備自衛官等制度に対する認知の拡大及び予備自衛官補への志願促進というそれぞれの目的を達成するため、制作数について、官側の了承を得た上で、広告バナーを作成すること。また、配信媒体に応じた適切なサイズに合わせて、当該デザインを基調とした広告バナーを制作すること。

c) 編集

契約相手方は、a)で選定されたデザインについて、画像を使用する場合、官側の提供する画像及び契約相手方が保有若しくは購入する又は権利フリーの画像等を基に編集を行うこと。

d) 官側が保有する画像の使用

契約相手方は、必要に応じ広告バナーに使用したい画像を選定し、官側に申し入れることとし、官側はこの申し入れに基づき、適当と認めた範囲で画像を提供する。

e) フォント

契約相手方は、デザインフォントを使用することとし、官側による二次利用に支障のないものを使用すること。

f) 校正、納品

完成までに官側による内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けるものとし、完成した広告バナーはデータとして、官側が受領可能なアップローダーを用いて納品するものとする。

2.4.4 広告運用

a) 全般

契約相手方は、広告運用の運用内容、数値目標及び実施時期について、次項以降に定めるものを基準とし、官側と協議の上、個別実施計画書を作成する。

b) 広告運用媒体

広告動画は動画投稿サイト等においてバンパー広告として、広告バナーは検索サイト等においてディスプレイ広告として運用する。

c) 広告運用内容等

契約相手方は、官側と協議の上、次のとおり広告運用を実施する。

ア 既存広告媒体を用いた広告運用

契約相手方は、官側が保有する動画及びキービジュアル又は2.4.2で制作した動画及びキービジュアルを使用し、次の広告運用を実施する。

- ・期間：令和8年12月から令和9年2月まで（細部は、令和9年度の予備自衛官補の募集期間が確定し次第、官側との調整により決定する。）
- ・内容：官側が保有する6秒動画をYouTubeのバンパー広告で配信することに加え、官側が保有するキービジュアルをバナー広告により配信する。
- ・ターゲット：18歳以上55歳未満（予備自衛官補に志願できる年齢層）
- ・最低配信数：上記期間の最低配信数は以下を基準とする。なお、最低配信数はあくまで基準であり、広告効果を踏まえ、官側との協議により、配信方法又は配信量の最適化を行うものとする。

	広告の種類	視聴完了回数
1	YouTube バンパー広告	6,000,000

	広告の種類	クリック数
1	Google デマンドジェネレーション	130,000
2	LINE ヤフー ディスプレイ広告	120,000

イ 広告運用の効果測定

契約相手方は、広告運用中、週1回を基準として、広告効果測定、分析

結果及び運用方法の改善状況を官側に報告するものとする。

契約相手方は、広告効果の測定結果について、配信対象、配信媒体、配信時期及び配信内容ごとの効果を分析し、その結果を踏まえ配信方法、配信量その他広告運用上必要な事項の最適化を行うものとする。

契約相手方は、制度認知度の向上、募集関心層への到達及び志願促進への寄与の観点から広告効果の分析を行うものとする。

また、この際報告する内容は、以下の項目を網羅するとともに、細部は官側との調整による。

	報告する内容	略語
1	広告表示回数	Imp
2	広告表示回数に対して要した費用	CPM
3	表示された広告がクリックされた回数	Clicks
4	広告表示回数に対して広告がクリックされた回数の割合	CTR
5	1クリックを集めるのに要した平均費用	CPC
6	各報告期間内の総広告費用	TC

2.4.5 予備自衛官等制度の説明動画編集

a) 説明動画編集

契約相手方は官側から提供される令和7年度に作成した4本の説明動画（①全般説明、②予備自衛官に係る説明、③即応予備自衛官に係る説明、④予備自衛官補に係る説明）について、内容変更が必要な箇所を編集し、必要に応じて画像、ナレーション、テロップ、SE、BGM、CG等を追加する。編集に当たっては、制度改正内容、応募要件及び処遇等の重要事項について、視聴者が容易に理解できるよう図表、字幕その他の表現手法を用いるものとし、編集内容の詳細は官側の了承を得るものとする。

b) 納品

完成までに官側による内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けるものとし、完成した動画は1920×1080ピクセル（MP4形式）のデータとして、官側が受領可能なアップローダーを用いて納品するものとする。

2.4.6 予備自衛官等制度ホームページの維持管理等

契約相手方は、官側が指定する防衛省・自衛隊のホームページについて、2.4.1で撮影した動画及び写真並びに2.4.2で作成した広報動画を活用し、ホームページの更新に加え、広告遷移先としての専用ランディングページを設計し、志願促進を目的とした導線の最適化を行うものとする。また、

契約期間を通じて、当該ホームページの更新及び運用に係る技術的支援体制を保持するものとする。さらに、閲覧状況その他の分析結果を踏まえ、利用者の利便性向上及び情報到達性向上に資する改善提案を行うものとする。

2.4.7 予備自衛官等制度の普及リーフレットの作成

a) リーフレットの作成

契約相手方は、「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律」（令和八年法律第四十号）について、制度の概要、適用対象、手続及び制度創設の趣旨を分かりやすく説明する普及リーフレットを作成するものとする。なお、当該リーフレットの作成に当たっては、官側が提供する素材や 2.4.1 で撮影した写真等を用いることとする。

b) 納品

完成までに官側による内容確認及び修正指示の機会を 2 回以上設けるものとし、完成したリーフレットはデータとして、官側が受領可能なアップローダーを用いて納品するものとする。

3 実施要領

3.1 体制表の作成

契約相手方は、官側と調整の上、本施策に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。なお、本施策に係る業務従事者に変更が生じた場合は、当該業務従事者が本施策の業務に従事する前に変更した体制表を官側へ提出する。

3.2 実施計画書の作成

契約相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本施策に係る全体の実施計画書を作成し、官側に提出すること。なお、2.4.1 及び 2.4.4 a) に基づき作成する個別実施計画書については、それぞれを開始する 10 日営業日前を基準として、官側に提出する。

3.3 官側への定期報告等

契約相手方は、官側と調整の上、実施内容等について毎週 1 回を基準として、官側に本施策の進捗等を報告し、指示を受けること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

3.4 成果報告書の作成

契約相手方は、官側と調整の上、本施策の成果を取りまとめた成果報告書を日本語で作成すること。また、成果報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けること。

また、成果報告書には、広告の効果分析に加え、次年度以降の認知度向上施策に資する示唆及び改善提案を含めること。

3.5 報告会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、本施策に関する中間報告会及び最終報告会を実施すること。細部の日程は官側との協議による。中間報告会においては、単なる進捗報告にとどまらず、運用改善案を提示すること。

3.6 定期報告や報告会における資料の作成

契約相手方は、定期報告や報告会等における会議資料を作成し、また、必要に応じて会議録を作成し、官側に提供すること。

3.7 調査の実施

契約相手方は、本施策の前後において、予備自衛官等制度に関する認知度及びイメージについて簡易調査を実施し、その結果を分析するものとする。

4 提出書類等

4.1 提出書類等

契約相手方は、表 1 に示す提出書類等を防衛省人事教育局人材育成課に提出すること。

表 1 提出書類等

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	電子媒体
2	実施計画書	契約後速やかに	電子媒体
3	個別実施計画書	開始する 10 日営業日前（基準）	電子媒体
4	定期報告書	定期報告の都度	電子媒体
5	議事録	定期報告及び報告会後速やかに	電子媒体
6	中間報告書	報告会時	電子媒体
7	成果報告書	契約納期まで	電子媒体
8	訓練等の撮影動画 及び写真	官側との協議による	電子媒体
9	広告動画	官側との協議による	電子媒体

10	広告バナー	官側との協議による	電子媒体
11	説明動画	官側との協議による	電子媒体
12	ランディングページのビジュアル	官側との協議による	電子媒体
13	その他広報ツール (官側が必要とする場合のみ)	官側との協議による	電子媒体

※ 提出書類等のうち 1 から 7 までについては、Microsoft Office (Word 又は Power Point) を用いて作成し、作成したファイルを P D F ファイルとしたものと合わせ、提出すること。

※ 番号 1 から 4 の提出書類について、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた都度速やかに官側に提出すること。

4.2 提出場所

東京都新宿区市谷本村町 5 - 1 防衛省人事教育局人材育成課

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

6 その他

6.1 提案内容に関する準拠性

本施策の実施に当たっては、本仕様書のほか契約相手方が調達時に提案した事項を実施すること。

6.2 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和八年二月三日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.4 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）及びこれに基づく規則等を遵守すること。

6.5 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

6.6 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

6.7 資料の貸与

契約相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

著作権その他の権利

- 1 契約相手方は、提出書類等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した提出書類等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる提出書類等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約相手方が従来から有していた著作権等は、契約相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約相手方は、この契約で新たに契約相手方が著作した提出書類等の著作権を官側に譲渡することとし、提出書類等の納入時に属紙第1「提出書類等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作人格権を行使しないこととし、提出書類等の納入時に属紙第2「提出書類等に関する著作人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約相手方は、提出書類等に関する著作権等の留保を主張する場合は「提出書類等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として属紙第3「提出書類等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

提出書類等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した提出書類等に関する著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

提出書類等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した提出書類等に関する著作者人格権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 8 条から第 2 0 条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

提出書類等に関する留保著作権等内訳書

提出書類等に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	